資料７

自殺対策推進庁内連絡会議資料

東京都教育委員会の自殺予防対策について

教育庁指導部主任指導主事
小鍛治　誠一

令和７年度の重点と７つの取組

（１）常態的・先行的な生活指導の推進

【取組１】教職員による的確な児童・生徒理解

【取組２】児童・生徒の自己指導能力の獲得

（２）実効的ないじめ防止対策の推進

【取組３】平時からの備えの徹底

（３）教育相談体制の充実・関係機関との連携強化

【取組４】教職員による教育相談の資質向上

【取組５】心理や福祉等の専門的な視点を取り入れた情報共有

（４－１）児童・生徒が犯罪の加害者にも被害者にもならないための指導の充実

【取組６】警察との連携強化

（４－２）自殺予防対策の推進

【取組７】平時からの子供との積極的な関わり

スクールカウンセラーによる教育相談体制の充実

スクールカウンセラーによる 全員面接の効果を高めるために

小学校５年生、中学校１年生、高等学校１年生を対象に実施している「スクールカウンセラーによる全員面接」について、その趣旨や効果を高めるポイントを改めて確認しましょう。

全員面接のメリット

支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応につなげることができます。

つながり **つながりをつくる**
年度当初に、児童・生徒とスクールカウンセラーとが「顔が見える関係」を構築することができます。

和らげる **相談への抵抗感を和らげる**
児童・生徒がスクールカウンセラーと直接話をすることで、いざというときに相談しやすくなります。

深める **児童・生徒理解を深める**
スクールカウンセラーが心理の視点から捉えた児童・生徒の状況を、教員と共有することができます。

効果を高めるポイント

実施時間を確保するのが難しいのですが…

子供たちが抱えやすい悩みをリストアップしておき、話題を選択させることで、短時間でも効果を高めることができます。

子供たちがリラックスして話せるようにしたいのですが…

全員面接実施前に、スクールカウンセラーが自己紹介を行ったり、直接メッセージを伝えたりしている学校もあります。

対象学年の児童・生徒数が多い場合は…

子供と面接等を行う「全員面接支援スタッフ」の派遣を要請できます。

スタッフ… 自校の東京都公立学校スクールカウンセラー又は都教育委員会が派遣する心理職

【 対　象 】
全員面接対象学年の在籍児童・生徒数が下表の基準人数を超える学校

校種	学年	基準人数
小学校	第５学年	１９０人
中学校	第１学年	
義務教育学校	第５学年	
	第７学年	
中等教育学校	第１学年	
	第４学年	２６０人
高等学校	第１学年	

※　特別支援学校においては、上記対象学年に準ずる。
※　令和７年４月１日時点の在籍児童・生徒数

【 派遣時間 】
基準人数を超えた児童・生徒数を派遣対象数として、３人につき１時間の派遣を要請できます。

例）中学校第１学年の在籍生徒数が２２５人の場合

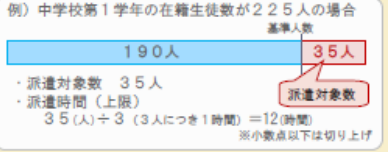

・派遣対象数　３５人
・派遣時間（上限）
３５(人)÷３（３人につき１時間）＝12(時間)
※小数点以下は切り上げ

【 活動内容 】
・全員面接の実施
・全員面接後の教職員との情報共有及び保護者へのフィードバック

令和７年２月　東京都教育庁指導部

実施の目的

次の３点を実現することを通して、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応、いじめの未然防止等につなげる。

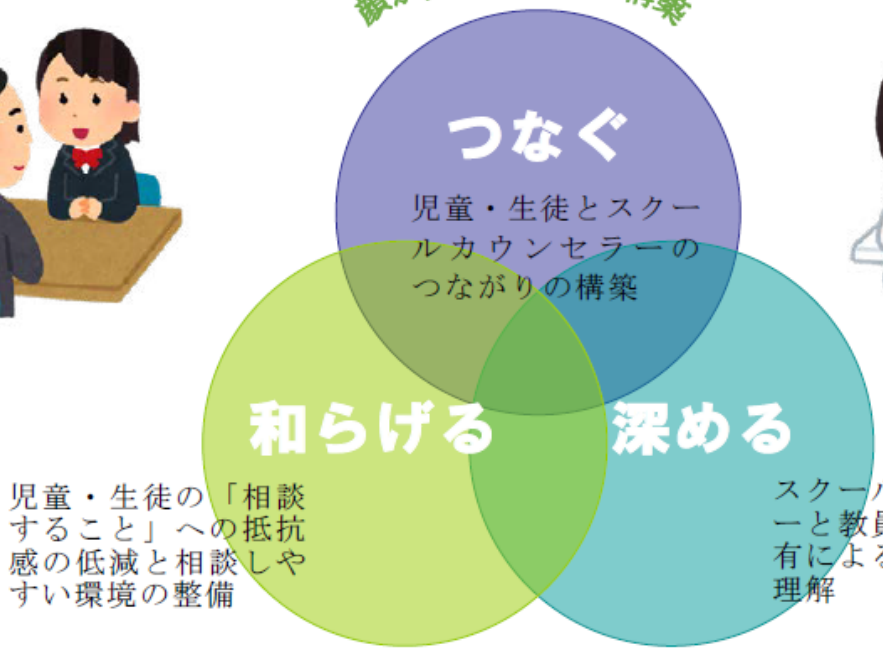

全員面接の対象学年

小学校第５学年
中学校第１学年
高等学校第１学年
義務教育学校第５・７学年
中等教育学校第１・４学年

実施時期

原則として、年度初めから夏季休業日前を目途とする。
児童・生徒数等学校の実態によって、終了の時期が９月以降になることもあり得ると考えている。
各学校において、できる限り早い時期に実施する。

自殺予防に係る学校の取組の徹底及び相談先の周知

7 教指企第 475 号
令和 7 年 7 月 10 日

都立学校長　殿

教育庁指導部指導企画課長
藤田　修史
（公印省略）

児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

このことについては、都内全公立学校長を対象とした「生活指導等連絡会」を動画共有サービスによるオンデマンドにて配信（令和 7 年 7 月 25 日まで）し、自殺予防対策等の徹底についてお願いしているところです。

厚生労働省・警察庁の自殺統計によると、令和 6 年の児童・生徒の自殺者数は、529 人（令和 5 年：513 人）と過去最多であることが明らかになりました。如何なる事情であれ、子供たちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて重大に受け止める必要があります。

児童・生徒の自殺は、平成 21 年以降の児童・生徒の自殺者数を日別でみると、特に長期休業明けの 8 月下旬から 9 月上旬に多くなる傾向にあります。昨年は 9 月の自殺者数が最も多い状況にありました。

また、自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 64 号）が、第 217 回国会において成立し、令和 7 年 6 月 11 日に公布されました。

今回の改正においては、子供に係る自殺対策に社会全体で取り組むことが基本理念に明記されるとともに、子供の自殺の防止等について学校の責務が明らかになるなど、今まで以上に積極的に取り組むことが盛り込まれています。

これらのことを踏まえ、改めて貴校に対して、下記のとおり、学校組織全体で児童・生徒の自殺予防の取組を確実に行うとともに、学校と家庭、関係機関等との連携を強化し児童・生徒への支援体制の充実を図るよう、指導・助言をお願いします。

なお、別添写し（令和 7 年 6 月 30 日付 7 初児生第 7 号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」）を参考送付します。

記

1　自殺予防に係る指導及び取組について

（1）支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組について

ア　教職員による児童・生徒一人一人に対する丁寧な観察やアンケート調査の実施等を通じて、気になる様子やいじめ、いじめの疑いのある状況等がないか再度確認し、支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応に努める。また、一人 1 台端末等を活用して、児童・生徒のＳＯＳの早期把握に積極的に取り組む。

イ　児童・生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、夏季休業日前に全ての教職員で、別添教職員向けデジタルリーフレット「キーワード 自殺予防『ケアとキュア』子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために」を活用して、自殺予防における学校と医療機関の役割や、自殺直前のサインと対応のポイントについて共通理解を図る。

ウ　令和 6 年の児童・生徒の自殺の原因・動機として、学校問題のうち、約 5 割が学業不振や入試、進路に関する悩みであることが分かっており、長期休業において進路等を検討する児童・生徒がいると考えられることも踏まえて、進路指導の充実や見守り活動を丁寧に実施していく必要がある。

学校問題以外においても、うつ病等の様々な精神疾患の疑いや家庭問題等で自殺の危険因子となる状況がないか留意する。児童・生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教員で抱え込まず、保護者、医療機関と連携して「ケアからキュア（専門的治療）につなぐ」組織的対応を徹底する。

「ＳＯＳの出し方に関する教育」について

○ 身近にいる信頼できる大人にＳＯＳを出すことができるようにする。
○ 身近にいる大人や友達がＳＯＳを受け止め、支援できるようにする。

ＤＶＤ等の動画教材を活用した指導

いずれかの学年で年間１単位時間以上

全ての子供たちを対象とした指導
「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」

- 校長講話
- 学級指導
- 相談窓口一覧配布時

「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進

コンセプト 「身近にいる信頼できる大人に相談しよう」

（1）ＤＶＤ教材等を活用した「ＳＯＳの出し方に関する教育」

「ＳＯＳの出し方に関する教育を推進するための指導資料」（平成30年2月 東京都教育委員会）等を活用
した「ＳＯＳの出し方に関する教育」の授業を、学級活動（ホームルーム活動）、保健体育（保健分野）等の
学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施します。

例）小学校6年間の中で1単位時間以上

（2）全ての子供たちを対象とした「ＳＯＳの出し方に関する教育」

子供が悩みを抱えたときに助けを求めること等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布
時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。

令和５年度「ＳＯＳの出し方に関する教育推進委員会」の設置

【目的】

- 都内公立学校において実施している「ＳＯＳの出し方に関する教育」の取組状況について見直し、課題を明らかにする
- 児童・生徒の「ＳＯＳを出す力」、教職員の「子供 のＳＯＳを受け止め支援する力」を向上させるための方策等について検討する。

児童・生徒向け動画「心のＳＯＳに気づこう」

教職員向け動画
「ＳＯＳの出し方に関する教育」研修編

動画視聴

- SOSの出し方に関する教育 研修編（Ⅰ 気付く）（字幕... | 東京動画

Digital leaflet for teachers

NEXT

キーワード「自殺予防『ケアとキュア』」

子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために

支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応のためには、児童・生徒の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に対応することが必要です。自殺予防における学校と医療機関の役割について、共通理解を図りましょう。

自殺予防における
学校と医療機関の役割は…
「ケアとキュア」

GO!

学校の自殺予防の
取組を振り返って
みましょう

GO!

自殺直前のサインと
対応のポイント

GO!

令和４年６月　東京都教育庁指導部

自殺予防における学校と医療機関の役割は・・・

ケアとキュア

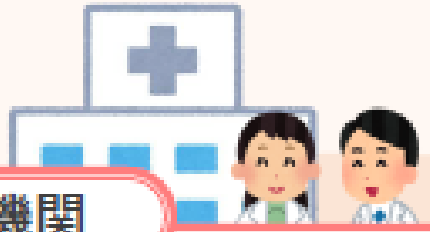

医療機関

精神症状に焦点を当てた専門的治療を行う

治療（キュア）レベル

心の ケア レベル

日常レベル

子供の心の健康状態

連携して支援

重いストレス症状を抱えた子供に対応する際、まず**学校と医療機関の役割の違いをはっきりと理解**しておく必要があります。

学校

子供の不安や悩みに気付き、心の健康問題に適切に対応する

「気付く」 「共有する」 「支える」

文部科学省「学校における子供の心のケア　－サインを見逃さないために－」（平成26年３月）から

学校の自殺予防の取組を振り返ってみましょう

「気付く」

一人一人の児童・生徒の状況を把握するとともに、**小さな変化を見逃さない**ようにするための取組を行う。（児童・生徒理解）

- □ 児童・生徒向けアンケートの実施
- □ 教職員向けチェックリストの活用
- □ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施

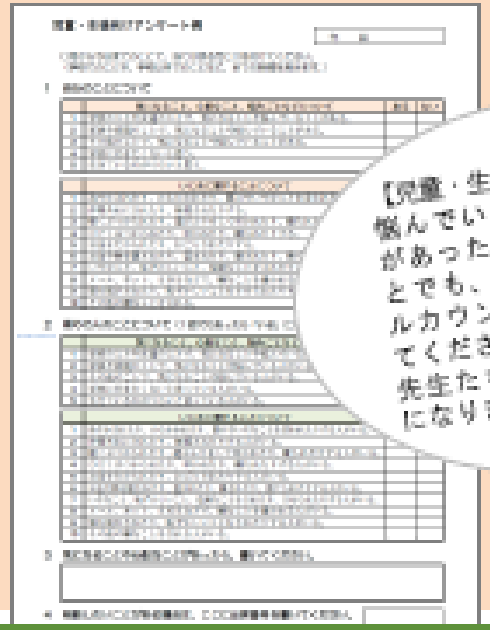

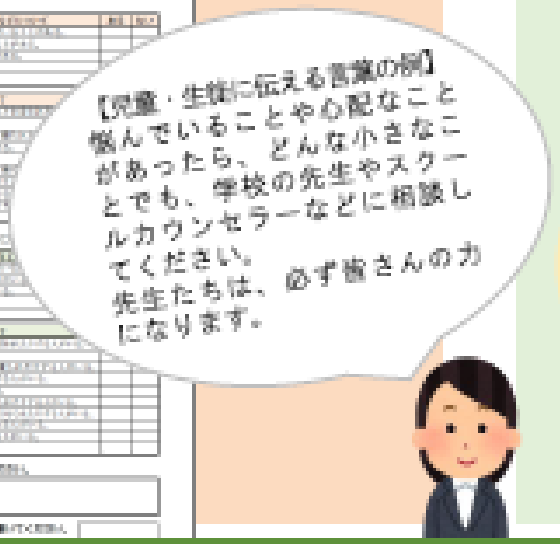

「共有する」

把握した児童・生徒の気になる様子について、**教職員間及び保護者と情報を共有**し、支援する体制を構築する。

- □ 学年主任や生活指導主任への報告
- □ 保護者への連絡、家庭での様子の確認
- □ 機密保護された電子ファイルによる全教職員間での情報共有

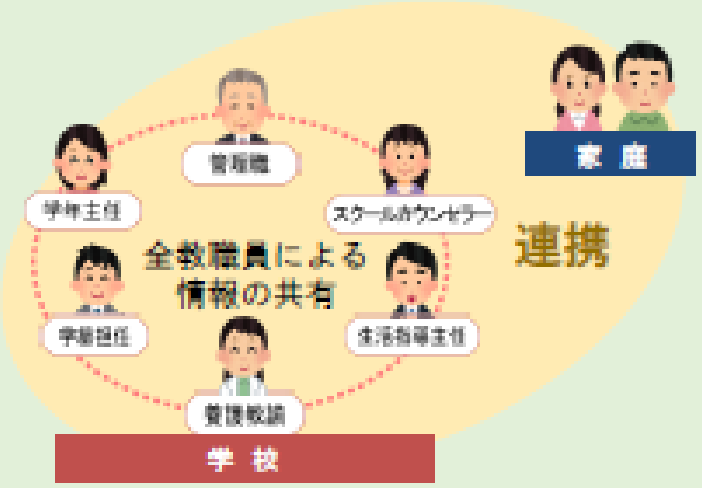

「支える」

全ての児童・生徒に「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」を伝えるとともに、**必要に応じて医療等の関係機関と連携するなど、適切な役割分担により対応**する。

【保護者等との連携による全ての児童・生徒に対する指導】

- □ ＳＯＳの出し方に関する教育の確実な実施
- □ 自己肯定感を高める取組の推進
- □ 外部相談機関の連絡先の周知
- □ 保護者や地域に対する児童・生徒の見守り依頼

【気になる様子が見られる児童・生徒に対する支援】

- □ 関係の深い教職員による個別の声掛け
- □ スクールカウンセラーによる面接の実施、スクールソーシャルワーカー等の活用
- □ 自殺を企図する兆候が見られた場合、保護者、医療機関等と連携してケアからキュアへつなぐ対応

自殺直前のサイン

学校や学級に、こうした様子が見られる児童・生徒はいないでしょうか

- □　これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- □　注意が集中できなくなる
- □　いつもなら楽々できるような課題が達成できない
- □　成績が急に落ちる
- □　不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる
- □　投げやりな態度が目立つ
- □　身だしなみを気にしなくなる
- □　健康や自己管理がおろそかになる

そういえば、あの子、今週に入ってから授業に集中できていないかもしれないな。個別に声を掛けてみよう。

- □　不眠、食欲不振、体重減少等の様々な身体の不調を訴える
- □　自分より年下の子供や動物を虐待する
- □　学校に通わなくなる
- □　友人との交際をやめて、引きこもりがちになる
- □　家出や放浪をする
- □　乱れた性行動に及ぶ
- □　過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする
- □　自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする

文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年３月）から

対応のポイントは・・・

自殺を企図する兆候が見られた場合には、

保護者と連携し、医療機関によるキュア（専門的治療）につなげる

令和３年における全国の児童・生徒の自殺の原因・動機 上位５項目

	原因・動機	人数（令和２年比）
1	病気の悩み・影響（その他の精神疾患）	**44（＋４）**
2	学業不振	40（－12）
3	親子関係の不和	38（－４）
4	病気の悩み・影響（うつ病）	**37（＋４）**
5	その他進路に関する悩み	33（－22）

（出典）厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」を基に文部科学省が作成した表を改変

特に、次の３点に留意！

精神疾患の疑い

自殺の危険因子

成績の低下

家庭環境の変化

児童・生徒の**自殺の背景の一つとして精神疾患**が挙げられていることを踏まえ、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して**医療等の関係機関につなぐ**など、**心の健康問題への対応を徹底**することが重要です。

自殺対策推進庁内連絡会議資料

東京都教育委員会の自殺予防対策について